

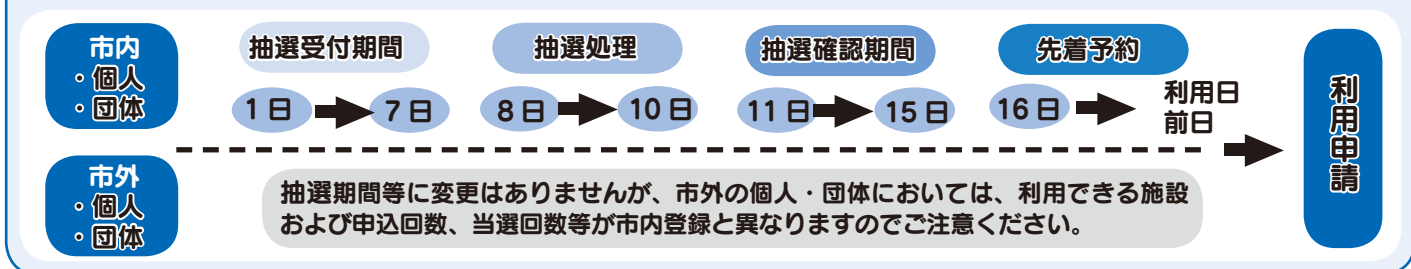
# スポーツ施設予約システムが生まれ変わります!!

平成8年度から各公共施設に配置しておりましたスポーツ施設予約システム（予約端末）を廃止し、平成22年度からは下記のとおり変更となります。つきましては、現在登録をされている個人登録の方、団体登録の代表者の方も登録の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

## 【新スポーツ施設予約システムの主な変更点】

- ①ご自宅のパソコンや携帯電話などからのインターネット、また公共施設に設置のK I O S K端末での申し込み方法となります。（従来の予約端末は廃止となり、ご利用できませんのでご注意ください。）
- ②抽選制度を導入します。なお、抽選期間終了後は従来どおり先着順となります。
- ③利用料は施設利用後の翌月に口座振替によるお支払いとなります。

### 2カ月前の利用分を予約する流れ（例：10月1日～10月31日分は8月1日より）



## 【申請書の配布】

配布開始日：2月15日(月)から順次 配布場所：はびきのコロセアム・市民体育館・市役所別館3階スポーツ振興課  
 ※現在登録されている会員の皆様方には事前（2月10日頃）に登録手続きの資料を送付いたします。なお、住所や代表者名などが変更されている場合、資料が届かない場合がありますので、市役所別館3階スポーツ振興課・はびきのコロセアム・市民体育館にて登録内容変更の手続きを行ってください。

## 【登録受付場所】

受付開始日：2月17日(水)10時から順次 受付場所：はびきのコロセアム・市役所別館3階スポーツ振興課  
 登録に関しては登録料（400円）が必要となります。なお、3年毎の更新時（更新料300円）や再発行が必要な時（再発行料200円）には別途手数料が必要となります。  
 ※団体登録の申込は、登録内容の確認により原則即日交付ができません。なお、個人登録で即日交付を希望される方は、はびきのコロセアムで受付を行ってください。

## 【登録に関する注意事項】

登録を行う場合は、事前に申請書を以下の金融機関へ提出いただき、承認が必要となります。

### 取り扱い金融機関

りそな銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・近畿大阪銀行・関西アーバン銀行・大阪東信用金庫・泉州銀行・大阪南農業協同組合

【個人登録】※2人以上でテニスコートのみを多く利用する方  
 市民体育館屋外テニスコート／駒ヶ谷テニスコート／羽曳が丘西北公園テニスコート／石川スポーツ公園テニスコートを利用するには個人登録が必要です。個人登録には、市内在住、在勤、在学を要件とする「市内個人」と、それ以外の「市外個人」があります。

|   | 登録条件  | 必要書類および申請方法                        |
|---|---|------------------------------------|
| 市内個人  | 16歳以上で、羽曳野市に在住・在勤・在学している者                                       | 申請書に下記の【身分証明書】のコピーを添えて上記登録場所まで申請   |
|   | ○市内在住の方は住所を確認できる書類。<br>（運転免許証・保険証・住民票など）                        | 申請書を上記登録場所まで申請<br>（身分証明書等は必要ありません） |
|   | ○市内在勤者は市内で在勤していることがわかる書類。<br>（社員証、保険証で会社の所在地が羽曳野市内と記載されているものなど） |                                    |
| ○市内在学者は市内の学校に在学していることがわかる書類。<br>（学生証・在学証明書など） |   |                                    |
| 市外個人  | 16歳以上で上記市内個人に該当しない者   |                                    |

必要に応じてスポーツ保険に加入してください。

※同居の家族に限り、本人に代わり、本人および申請者の身分証明書を提示いただければ代理申請の受付をいたします。  
 ※「市外個人」で登録の方は、市民体育館屋外テニスコート／駒ヶ谷テニスコート／羽曳が丘西北公園テニスコートの利用が可能です。

【団体登録】※10人以上で施設を幅広く利用する方  
 テニスコートおよび総合スポーツセンター／市民体育館／グレープヒルスポーツ公園／陵南の森運動広場／石川スポーツ公園を利用するには団体登録が必要です。団体登録には、市内在住、在勤、在学を要件とする「市内団体」と、それ以外の「市外団体」があります。

|      | 登録条件   | 必要書類                                  |
|------|--|---------------------------------------|
| 市内団体 | 羽曳野市に在住・在勤・在学している16歳以上の者が代表者で、羽曳野市に在住・在勤・在学している者 | 申請書に名簿および※1身分証明書のコピーを10人以上添えて登録場所まで申請 |
|      | 10人を含む10人以上で構成された団体                              | 【※1】市内在住、在勤、在学していることが証明できるもの（個人登録と同様） |
| 市外団体 | 代表者が16歳以上で、10人以上で構成された市内団体に該当しない団体               | 申請書に名簿を添えて、登録場所まで申請（身分証明書等は必要ありません）   |

必要に応じてスポーツ保険に加入してください。

※「市外団体」で登録の方は、総合スポーツセンター／市民体育館／グレープヒルスポーツ公園／市民体育館屋外テニスコート／駒ヶ谷テニスコート／羽曳が丘西北公園テニスコートの利用が可能です。

【新システムの移行作業に伴う現行システムの一時停止について】  
 現在のスポーツ施設予約システムから新システムへの移行作業を3月に行います。これに伴い1週間から10日間程度、現在の予約システムの端末を一時的に停止いたします。詳しい日程は、各公共施設に設置の予約端末機に掲示いたします。利用者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。なお、停止期間中の予約が行える期間（5月中旬から下旬の期間分）については、新システム稼働後に別途抽選を行う予定です。